

別表5 (第8条関係)

「高崎市第3次健康増進計画(案)について」パブリックコメントの結果

○意見等の募集期間：令和6年2月1日(木)～令和6年2月20日(火)

○意見等の受付件数：3人 5件

(提出方法の内訳：郵便0人、ファクス0人、電子メール3人、持参0人)

1. 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載しています。

(1) 栄養・食生活についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	食生活から健康を維持するには、有害な食べ物を体にいれないことも重要だ。日本では海外では有害だとされている多くの添加物が許可されている。海外で禁止されているけれども日本では許可されている添加物について情報発信して、危険である可能性があることを周知してほしい。	日本では食品に使用できる添加物については、食品衛生法第11条の規定に基づき、その使用できる使用基準が厳しく定められております。使用できる食品の種類、食品に対する使用量や使用濃度の制限、使用目的についての制限、使用方法についての制限等これらが必要に応じて組み合わせられて定められております。こういった情報の発信に努めてまいります。
2	学校給食で使用される地場産農産物の割合は何%と設定しているのか。具体的な数値(目標)を示すべきである。	直接、本計画に位置づけはありませんが、本市の「食育推進計画」においては、学校給食について、地場産物を活用した給食の推進に取り組んでおります。しかし、長期的な計画のため、計画期間において、地場産物を計画的に給食に取り入れ、地域の農産物への関心を高める取り組みを推進してまいります。
3	農業畜産業は群馬県や高崎市の強みであるので野菜だけでなくお米や小麦、肉類も含め幅広い地場産の活用を期待します。また、生産者との交流など積極的に子供たちの興味関心を高める具体策をお願いします。	直接、本計画に位置づけはありませんが、本市の「食育推進計画」においては、子供たちを含む多くの方を対象として、農業体験支援活動の実施など、食育を通して各事業において地場産物の活用や生産者との交流に取り組んでおります。

(2) 歯・口腔の健康についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	No54 でフッ素塗布の推進を掲げているが反対する。理由はフッ素の摂取は人体に悪影響がある。	厚生労働省より示されている「フッ化物洗口マニュアル」により実施しており、各ご家庭の意思に基づき受けていただくもので、塗布が強制されるものではなく、また、受ける方の同意なく塗布が行われることはありません。

(3) その他についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	高崎市の人口動態を見ると2023年1月に異常な死亡者数が発生した。 コロナワクチン接種回数が多い月とその翌月に死亡者数の増加が見られる。 コロナワクチンが有害な影響(死者の増加)を与えている可能性があるため、接種を中止し、統計学的な検証をしてほしい。	直接、本計画に位置づけはありませんが、ワクチンの有効性や安全性といった科学的知見に関する情報の分析は国の役割とされ、本市においてご意見にあるような専門的な分析を行うことは困難であると考えておりますが、今後も予防接種事業の実施にあたっては、接種を希望する人が接種の判断ができるよう、国から提供される情報を市民の皆さまに提供してまいりたいと考えております。

2. 寄せられた意見等による、計画(案)の修正はありません。